

Partner's public relations magazine

2013年4月発行

Vol. 3

パートナーズ 会報誌

平成25年度税制改正

〔法人課税〕

所得拡大促進税制の創設

中小企業の交際費課税の特例の拡充

〔個人所得課税〕

所得税の最高税率の見直し

〔納税環境設備〕

延滞税等の見直し

価格0円(税込み)

消費税のこれから

消費税増税に伴う経過措置について



事務所情報

後楽園の桜

2013年合同お花見大会

頭の体操 クロスワードパズル

<http://www.zei-partners.com>

確定申告と今後の税制について

陽春の候、いかがお過ごしでしょうか。気温もだんだん上昇し、過ごしやすい時期となりました。しかし気温差が日ごとに大きくまた、花粉が舞う季節、体調の管理には十分に気を付けてくださいますよう、よろしくお願いします。

さて、去る3月15日、弊社税理士法人パートナーズでは2ヶ月余りに渡りお客様の確定申告をさせて頂きました。会員様におかれましては、お世話になった方もいらっしゃるかと思います。その節は誠にありがとうございました。ご連絡や各種資料のお願い、電話でのご返答など、お手数をお掛けしたところもあったと思います。重ね重ねありがとうございました。

この度、今年2回目の会報誌の発行となりますが、昨日発表されました税制改正を中心に掲載させて頂きます。毎年変わる税制について、重要事項を選び、お伝えさせて頂いておりますので、ご確認と同時にご不明な点がございましたら、お気軽にご相談くださいますよう、よろしくお願い致します。



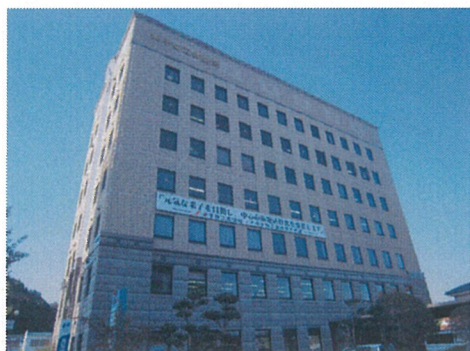
代表社員・税理士
川本 洋

平成二十四年度確定申告を終えて

いつもお世話になっております。税理士法人パートナーズ山陰支社の川原でございます。

去る三月十五日(金)無事平成二十四年分の所得税の確定申告を終えることが出来ました。私自身パートナーズへ参加して初めての確定申告期でありましたが本社の仲間たちの助けもあり、何とか乗り切ることが出来ました。今年の確定申告は事務の引継ぎと会計システムの運用上本社で行って行っていました。本社へ単身赴任して当初は普段と勝手の違う職場であたふたした感はありませんでしたが確定申告期終盤にもなると、本社の仲間と離れ山陰支社へ戻るのがさびしく感じたりもしました。本社で過ごした約二カ月は今後の私のパートナーズ活動に必ずや資するものと考えています。

また、私にとって確定申告期はパートナーズへ参加して以来もっとも多くの会員の皆様に、お会いさせて頂いた期間でもありました。あらためて会員の皆様と私たちパートナーズをつないでくれるこの会報誌の大切さを実感した次第でございます。パートナーズ山陰方面を受け持つ人間として今年よりも来年、来年よりも再来年、日々より良い関係を会員の皆様と築いていけたらと考えています。確定申告期は打合せ面談等多くの時間をありがとうございました。『確定申告も終わりましたのでまた来年！』ではなく『次の確定申告までまたよろしくお願いしますっ！』のスタンスでありたいと考えています。



米子商工会議所会館2階にあります。お近づく際にはお気軽にお越しくださいませ。



JR伯備線からの大山。4月中旬でもまだまだ雪が残っているとのこと。



税理士：山陰支社長
川原 康寛

●平成25年度 税制改正●

平成25年の所得税法等の一部を改正する法律案が3月29日に成立しました。個人では相続税の基礎控除の引下げや税率の見直し、所得税の最高税率の見直しなどの増税が行われ、法人では所得拡大促進税制の創設や中小法人の交際費課税の特例拡充などの減税項目が目立ちました。以下から重点項目の解説をしていきます。

法人課税

- 生産等設備投資促進税制の創設
- 環境関連投資促進税制の拡充
- 研究開発税制の拡充
- CLOSE UP!!** 所得拡大促進税制の創設
- 雇用促進税制の拡充
- CLOSE UP!!** 中小法人の交際費課税の特例の拡充
- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の支援措置の創設

個人所得課税

- CLOSE UP!!** 所得税の最高税率の見直し
- 住宅税制

納税環境整備

- CLOSE UP!!** 延滞税等の見直し

●法人課税

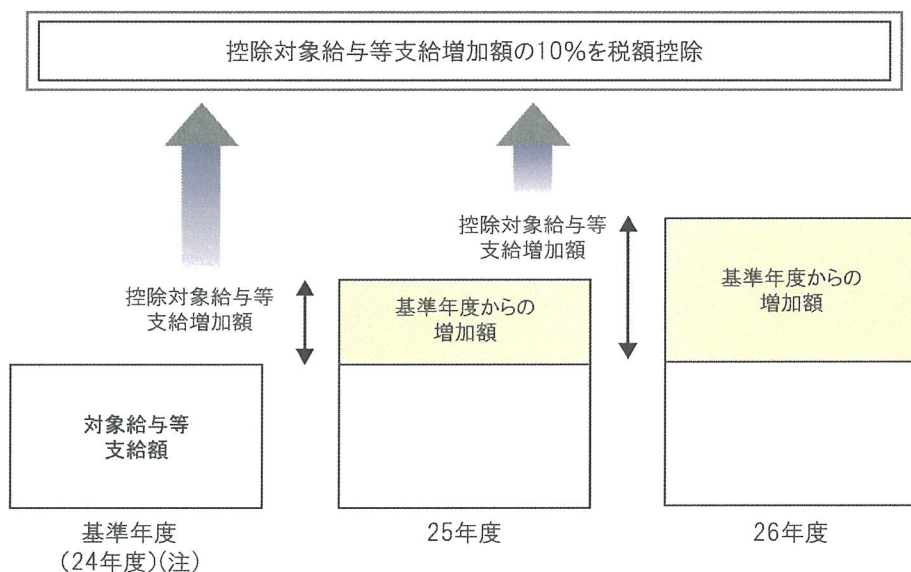
CLOSE UP!! 【所得拡大促進税制の創設】

基準年度と比較して5%以上、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額の10%を税額控除(法人税額の10%(中小企業等は20%)を限度)できる制度を創設します。

※ 雇用促進税制等とは選択適用

【要件】以下の全てを満たすこと。

- ① 基準年度と比較して5%以上給与等支給額が増加
- ② 給与等支給額が前事業年度を下回らないこと
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度を下回らないこと



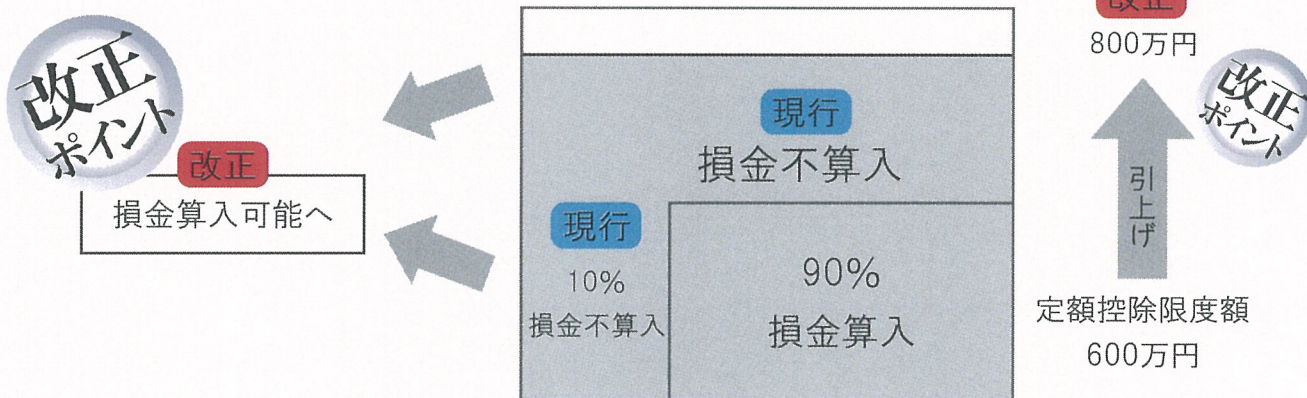
(注) 基準年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。

※ 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度において適用します。

中小法人が支出する交際費のうち800万円以下の金額の全額を損金算入可能とします。

参考 現行制度の概要

- 大法人：全額損金不算入
- 中小法人：600万円に達するまでの金額の90%損金算入可



1人当たり5,000円以下の飲食代は交際費にしないことができます。この特例は一定の書類を保存しなければなりません。

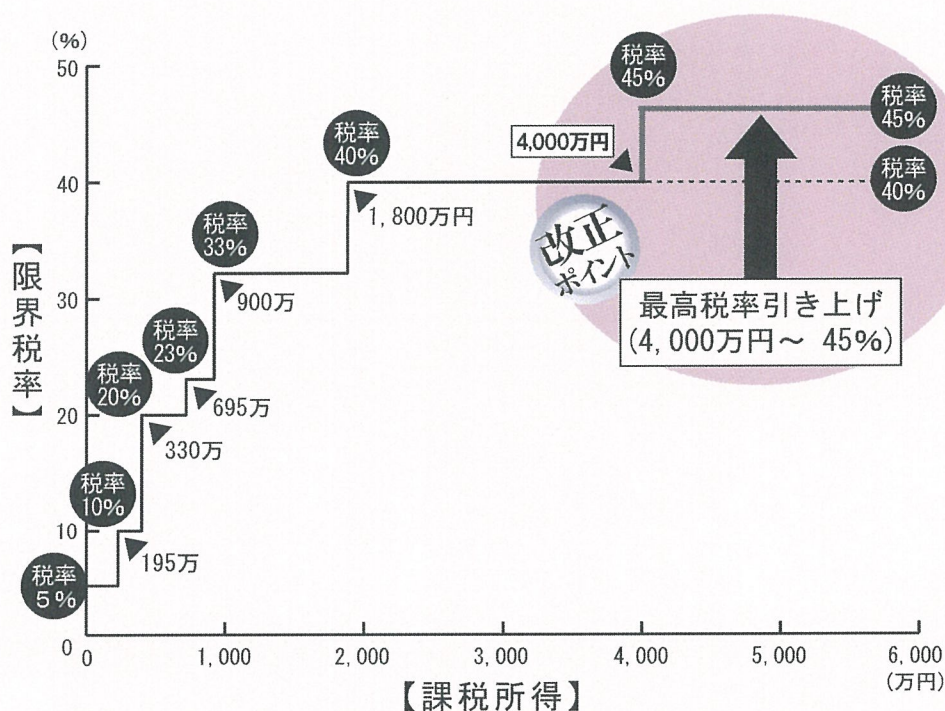


税理士：村上 亮

個人所得課税

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について、45%の税率を設けます。

※平成27年分の所得税から適用します。



納税環境整備

現在の低金利の状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税・利子税・還付加算金について引下げを行います。

**CLOSE
UP!!**

【延滞税等の見直し】

	内容	本 則	現行の特例 (公定歩合+4%)
延滞税	法定納期限を徒過し履行延滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—
2ヶ月以内等	納期限後2ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	4.3%
納税の猶予等	事業廃止等による納税の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減 〔災害・病気等の場合 には、全額免除〕	2分の1免除 (7.3%)	4.3%
利子税 (主なもの)	所得税法・相続税法の規定による延納等、一定の手続を踏んだ納税者に課されるもの	7.3%	4.3%
還付加算金	国から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	4.3%



特例の見直し案 (14.6%については、特例の創設)	【参考】 貸出約定平均 金利の年平均 が1%の場合
特例基準割合 + 7.3% (早期納付を促す)	9.3%
特例基準割合 + 1% (早期納付を促す)	3.0%
特例基準割合	2.0%
特例基準割合	2.0%
特例基準割合	2.0%

(注) ※「特例基準割合」は、「貸出約定平均金利+1%」です。「貸出約定平均金利」は、日本銀行が公表する前々年10月、前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)」の平均です。

※ 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用します。

トピック

2011年度分の赤字法人割合はやや減少の72.3%

国税庁がこのほど公表した「2011年度分会社標本調査」結果によると、2011年度分の法人数は257万8593社で、前年度より0.3%減少した。このうち、連結親法人は1086社で同22.0%増、連結子法人は8103社で同24.1%増。連結子法人を除いた257万490社のうち、赤字法人は185万9012社で、赤字法人割合は72.3%となり、過去最高の割合だった09・10年度分の72.8%から0.5ポイント減少したものの、高水準に変わらない。

黒字法人の営業収入金額は同1.6%増の767兆968億円、所得金額も同4.6%増の33兆9403億円と、ともに2年連続の増加となった。営業収入に対する所得金額の割合(所得率)は、前年から0.1ポイント上昇の4.4%となっており、赤字法人割合は高水準だったものの、順調に景気回復を図っている企業との二極化がうかがえる。

2012年3月までの1年間に全国の企業が取引先の接待などに使った交際費は、前年度に比べ▲2.0%の2兆8785億円と、5年連続で減少し、過去最高だった1992年分の6兆2078億円に比べほぼ半減した。このうち、税法上損金に算入されなかった金額(損金不算入額)は同▲2.2%の1兆1447億円と5年連続で減少し、損金不算入割合は同0.1ポイント減少し、39.8%と3年連続の40%割れとなった。

消費税のこれから



②電気・ガス料金等

③請負工事等

④資産の貸付(リース契約)

C: 契約期間中にいつでも解約できる定めがないこと

ホームページもご覧ください

检索

松本士法人 パートナースズ

岡山本社室内 山陰支社室内 笠置室室内 飯沼カレンダー その他情報 [岡山山陰電報局ページ](#)

ご相談窓口

電話番付 090-249-4446

受付時間 平日9:00~17:30

▶▶ 中庭内内観写真



▶▶ トピックス

- 2012.12.25 トレーニング終了！リニューアル完了。
- 2012.12.16 メディア掲載掲載完了。
- 2012.12.15 セミナー開催（2会場）で成功しました。
- 2012.12.15 セミナー開催（1会場）で成功しました。
- 2012.12.14 ストップサインが完成しました。
- 2012.12.07 メディア掲載掲載完了。
- 2012.12.04 印刷物が完成しました。
- 2012.12.04 トレーニングが完了しました。

岡山県内「J」指定工事を松本士法人提供（飯沼士法人提供）「トナ」と同じです。 飯沼設計が中心となり、J指定工事を設計事務所です。

2012/12/28

松本士法人と岡山県内「J」指定工事を松本士法人提供（飯沼士法人提供）「トナ」と同じです。 飯沼設計が中心となり、J指定工事を設計事務所です。

税務士法人 パートナーズ

岡山本社内 山陽支社内 高松市内 税務カレンダー その他地域 倉敷市・東岡山センター

ご相談は24時間
 相談受付 090-746-4440
 受付時間 平日 9:00~20:00
 土・日 10:00~18:00

仕事内容

- 事務改革
- 経理
- 財・税
- 売上支援

税務士法人 税務士事務所

税務士事務所 事務所

税務士事務所 事務所

税務士事務所 事務所

パートナーズでは

多くの商品を取り扱っています

事務改革の事例

事務改革の事例

事務改革の事例

事務改革の事例

事務改革の事例

事務改革の事例

事務改革の事例

事務改革の事例

経費削減プラン

経費削減プラン

経費削減プラン

経費削減プラン

経費削減プラン

経費削減プラン

経費削減プラン

経費削減プラン

相続税申告書診断プラン

相続開始後の
申告・遺産整理プラン

相続開始前の
節税・安心プラン

**税務業務以外でも
揃えております**

「**可成りノプラン**」
をいたします。事務が煩雑でお困りではありませんか？

ニプラン

（可成りお安い）
（よくした方がお得です）
（お金のやりやうで金銭と関係して、手堅く税金と関係ない方へ）

頭の体操

【横のカギ】

- ## 【縦のカギ】

- ヒント：

答え

--	--	--	--	--	--

事務所情報

パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま資産家向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞かない税務、相続、贈与などの関連情報はもちろん、知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

年会費・入会費

無料

会報誌の発行

特典

①

資産家向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なものや知って得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。■会報誌は不定期での発行となります

無料相談

特典

②

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、相続、贈与など専門的なことをご相談下さい。

■無料相談は一般的な内容となります ■個別具体的な内容や書面を製作するものに関しては費用をいただきます

税制改正・判決事例の提供

特典

③

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料
皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

税理士法人パートナーズ

[岡山本社]岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

[山陰支社]鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179